

# 大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第 32 条の規定による認定の申請 に関する要綱施行基準

制定：平成 21 年 9 月 29 日

最近改正：令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この基準は、大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第 32 条の規定による認定の申請に関する要綱（以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(認定申請の添付図書)

第 2 条 要綱第 2 条に規定する添付図書は、次の表に掲げるものである。

認定申請の添付図書	
図書の種類	特に明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	移動等円滑化経路、駐車場、敷地内通路その他必要な事項
各階平面図	移動等円滑化経路、廊下、階段、便所、案内設備等、その他必要な事項
その他	市長が認定にあたって、特に必要と認める図書

(認定通知書)

第3条 市長は、要綱第2条に基づく申請について認定を行った場合は、別記様式による認定通知書により、申請者に通知する。

(施行の細目)

第4条 この基準の実施に関して必要な事項は、計画調整局長が定める。

附則

この規準は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この規準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規準は、令和3年3月15日から施行する。

附則

この規準は、令和3年11月1日から施行する。

附則

この規準は、令和8年4月1日から施行する。

【様式 別紙2】

## 認 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

申請者

様

所管行政庁

大阪市長

印

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、大阪府福祉のまちづくり条例第32条第 項の規定に基づき認定しましたので、通知します。

記

1. 申請年月日
2. 地名地番
3. 主要用途
4. 工事種別

〈認定により制限の緩和を行う理由〉

緩和する条項

判 断 理 由

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。